

書籍訂正情報

2024 年版 イチから身につく
社労士 合格のトリセツ
基本テキスト

(2024/04/24 現在)

弊社が出版いたしました書籍「2024 年版 イチから身につく 社労士 合格のトリセツ 基本テキスト」におきまして以下の訂正箇所がございます。大変おそれいりますが、書籍の訂正をお願いいたします。


-
- ・ 2024/02/13 更新分… p. 1～2
 - ・ 2024/04/24 更新分… p. 3～9
-

【2024/02/13 更新分】

第①分冊 労働科目

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P220 [2]賃金日額の 下限と上限 1行目	賃金日額には、上限額及び 下限額（ <u>最低保証額</u> ）の規 定があります。	賃金日額には、上限額及び 下限額（ <u>最低保障額</u> ）の規 定があります。
訂正	P240 [1]支給要件 1 支給要件 2行目	…、職業に関する教育訓練 を受け、 <u>終了</u> した場合にお いて、…	…、職業に関する教育訓練 を受け、 <u>修了</u> した場合にお いて、…

第③分冊 一般常識科目

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P53 (4) 障害者雇用推進者 本文 1行目	常時雇用労働者の数が <u>43.5人以上</u> の事業主は、 …	常時雇用労働者の数が <u>40人以上</u> の事業主は、…
訂正	P53 (5) 雇用状況の報告 本文 1行目	事業主（労働者数が <u>43.5人以上</u> の事業主に限る）は、 …	事業主（労働者数が <u>40人以上</u> の事業主に限る）は、…
訂正	P53 	障害者雇用促進法は、事業主に一定比率（一般事業主については <u>2.3パーセント</u> ）以上の対象障害者の雇用を義務づけ、…	障害者雇用促進法は、事業主に一定比率（一般事業主については <u>2.5パーセント</u> ）以上の対象障害者の雇用を義務づけ、…

以上

【2024/04/24 更新分】

第①分冊 労働科目

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	P19 表 [2つの明示事項]	※下記に差し替え（下線部が訂正部分）

[2つの明示事項]

絶対的明示事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約期間 ・ <u>有期労働契約を更新する場合の基準（通算契約期間又は有期労働契約の更新回数に上限の定めがある場合には、当該上限を含む）</u> ・ <u>就業の場所や従事すべき業務（就業の場所や従事すべき業務の変更の範囲を含む）</u> ・ 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無 ・ 賃金の決定、計算及び支払の方法、昇給 ・ 退職関連 等
相対的明示事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 退職手当（退職金） ・ 賞与 ・ 安全衛生 ・ 表彰及び制裁（懲戒） 等

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P242 [3]手続き関連 本文 1行目	特定一般教育訓練受講予定者は、開始する日の <u>1か月前</u> までに、…	特定一般教育訓練受講予定者は、開始する日の <u>14日前</u> までに、…
改正	P243 [3]手続き関連 本文 1行目	専門実践教育訓練受講予定者は、開始する日の <u>1か月前</u> までに、…	専門実践教育訓練受講予定者は、開始する日の <u>14日前</u> までに、…
	訂正箇所	訂正後	
改正	P255 1 雇用安定事業 青枠	※下記に差し替え（下線部が訂正部分）	

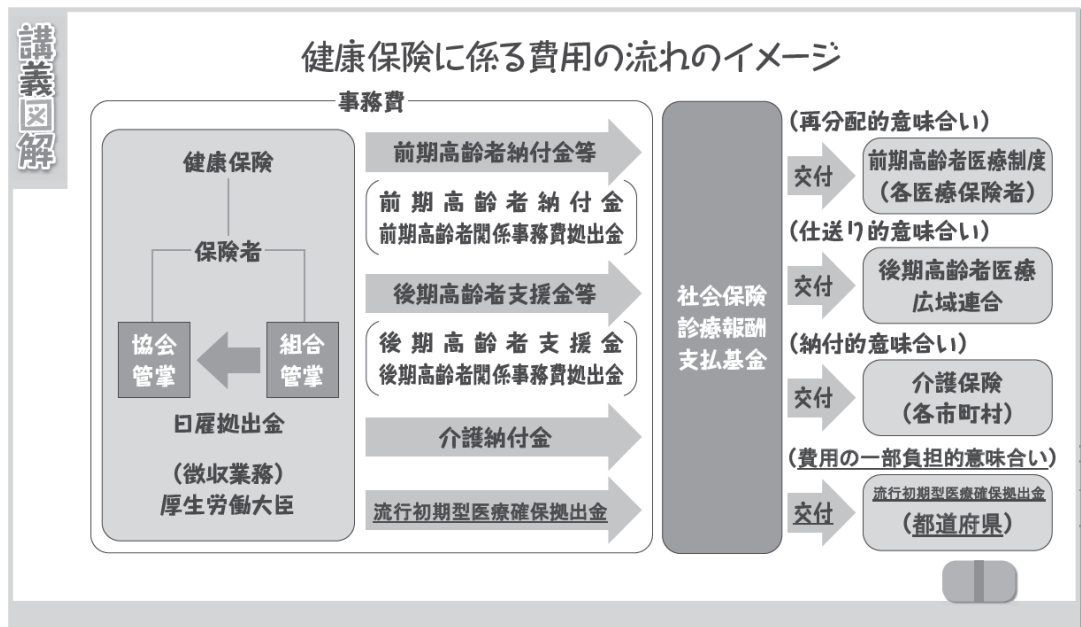
- 雇用調整助成金
- 早期再就職支援等助成金
- 特定求職者雇用開発助成金
- トライアル雇用助成金
- 地域雇用開発助成金
- キャリアアップ助成金 など

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P285 4 雇用保険率 表のタイトル	[令和 <u>5</u> 年度の雇用保険率]	[令和 <u>6</u> 年度の雇用保険率]

第②分冊 社会保険科目

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P61 1 事務費に対する国庫負担 本文3行目	…、健康保険事業の事務（前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拋出金並びに介護納付金の納付に関する事務を含む）の執行に要する費用を負担します。	…、健康保険事業の事務（前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拋出金、 <u>介護納付金並びに流行初期医療確保拋出金</u> の納付に関する事務を含む）の執行に要する費用を負担します。

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	P61 講義図解 「健康保険に係る費用の流れのイメージ」 図表	※下記に差し替え（下線部が訂正部分）



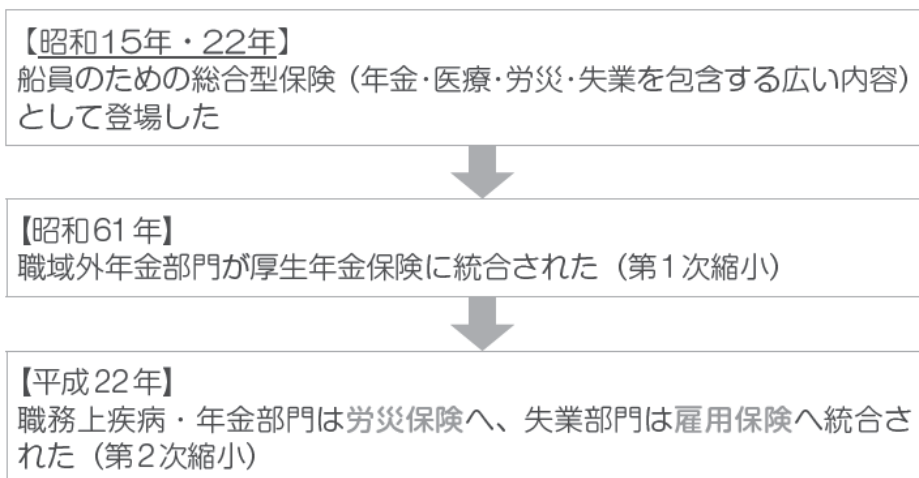
	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P190 2 具体的な要件 本文3行目	上の「一定要件」とは、総報酬月額相当額（簡単にいうと、賞与込みの賃金1か月分）と基本月額（年金1か月分）の合計額が <u>48万円</u> （令和5年度現在）を超える場合です。	上の「一定要件」とは、総報酬月額相当額（簡単にいうと、賞与込みの賃金1か月分）と基本月額（年金1か月分）の合計額が <u>50万円</u> （令和6年度現在）を超える場合です。
	訂正箇所	訂正内容	
		訂正後	
改正	P190 2 具体的な要件 イラスト	※下記に差し替え（下線部が訂正部分）	



	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P196 5 65歳以後 の在職老齢年金 本文2行目	総報酬月額相当額（簡単に いうと、賞与込みの賃金1 か月分）と基本月額（年金1 か月分）の合計額が <u>48万円</u> を超える場合に、老齢厚生 年金が減額又は停止される 制度です。	総報酬月額相当額（簡単に いうと、賞与込みの賃金1 か月分）と基本月額（年金1 か月分）の合計額が <u>50万円</u> を超える場合に、老齢厚生 年金が減額又は停止される 制度です。

第③分冊 社会保険科目

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
訂正	P113 1 沿革 年表	※下記に差し替え（下線部が訂正部分）



以上